

(平成23年7月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月、2年1月から同年3月までの期間及び同年9月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 12 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
④ 平成元年 3 月
⑤ 平成 2 年 1 月から同年 3 月まで
⑥ 平成 2 年 9 月から 3 年 3 月まで

私の国民年金については、父が昭和 46 年 12 月頃にA市B区役所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間①が未納とされていることは納得できない。

また、昭和 53 年 7 月に婚姻して以降の保険料については、私が、妻の保険料と一緒に金融機関から納付していたのに、申立期間②、③、④、⑤及び⑥が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④については、1か月と短期間であり、前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間④の保険料については納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間⑤及び⑥については、申立人は、夫婦二人の保険料と一緒に納付していたと申述しているところ、申立人の「平成2年分の所得税の確定申告書」には、一人分の国民年金保険料に相当する9万9,600円を社会保険料控除として申告していることが確認できる上、申立人の妻は事業専従者として収入を得ており、申立人とは別に確定申告を行っ

ていたと考えられ、オンライン記録において、昭和 60 年 4 月以降はおおむね夫婦同時に保険料を納付していることが確認できることから、申立期間⑤及び⑥の保険料については納付していたものとするのが自然である。

- 2 申立期間①については、申立人は、申立人の父が昭和 46 年 12 月頃に A 市 B 区役所で申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 52 年 5 月に A 市に払い出された手帳記号番号の一つであり、同時期に加入手続が行われたと推認できることから、申立人の主張する加入手続の時期と相違する。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①は 64 か月と長期間である上、申立人は加入手続及び申立期間①の保険料納付に直接関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、申立期間①に係る加入手続及び納付状況は不明である。

- 3 申立期間②及び③については、保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻の納付記録は未納となっており、当該期間の保険料を納付していたとは推認できない。

また、申立人が申立期間②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年 3 月、2 年 1 月から同年 3 月までの期間及び同年 9 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から同年7月までの期間及び51年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年6月から同年7月まで
② 昭和51年1月から同年3月まで

私は、昭和49年6月に国民年金の任意加入の手続を行い、国民年金保険料を納付してきたので未納は無いはずである。申立期間①についてはA市B区役所において、申立期間②についてはC市D区役所において、それぞれ現金で納付した。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、住所変更の手続及び第3号被保険者の切替手続を複数回適切に行っていることから、申立人の国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さが認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳により、申立人は昭和49年6月24日に国民年金に任意加入したことが確認でき、申立期間①は加入当初の期間であることから、任意加入手続を行いながら、申立人が保険料を納付しないと考えることは考え難いこと、申立期間②は前後の期間は納付済みであり、申立人はC市D区役所において現金で納付したと具体的に申述していること、及び申立期間①及び②はそれぞれ短期間であることを考え合わせると、申立人は申立期間①及び②の保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年6月まで

私は、昭和53年から国民年金保険料の免除申請を行っており、申立期間の保険料は免除されていたはずである。60年3月に結婚したときに、妻に勧められ、57年4月からの3年分の保険料を追納するため、社会保険事務所（当時）から月別の納付書を送ってもらい、毎月、銀行の窓口で納付していた。領収書は平成14年5月に自宅の火災により焼失してしましたが、申立期間は免除されており、その後保険料を追納したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの期間については、オンライン記録において、申立人は申立期間直前の53年4月から58年3月までの期間については国民年金保険料の免除が承認されていることが確認でき、免除の始期が4月となっていることから、申立人は年度当初に免除申請を行っていたことがうかがえる上、申立人は申立期間における生活及び収入の状況については当該免除期間と変化は無く、免除申請を続けて行っていたと述べていることから、申立人は昭和58年度についても申立期間直前と同様に年度当初に免除申請を行い、免除されていたと考えても特段不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和59年4月から同年6月までの期間については、申立人は58年にA市からB市に転居していると述べており、B市の国民年金被保険者名簿において、申立人のA市における転出日が同年6月22日であること、及びB市における国民年金被保険者の住所変更の受付日が

60年6月であることが確認でき、申立人はA市において転出手続を行った以降、B市には被保険者の住所変更を行っておらず、住所が確定していないことから、国民年金の事務手続上、58年6月から60年6月までの間に、免除申請が行えたとは考え難い。

また、オンライン記録において、昭和59年4月の保険料が時効到来後の61年9月に納付され、過誤納となり59年7月の保険料に充当されていることが確認できることから、同年4月から同年7月までの期間は、申立人が当該保険料を納付した当時まで未納期間であったことが推認できる。

さらに、追納については、申立人は3年分の納付書を送付してもらい、毎月保険料を納付していたと主張しているが、申立人は、追納の申出、納付金額、納付時期等について記憶が定かではなく具体的な追納状況は不明である上、申立期間の保険料を追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和34年1月20日から34年11月26日まで
② 昭和35年2月1日から42年8月1日まで

私は、年金事務所から申立期間の脱退手当金を支給したことになっていると連絡があったが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち申立期間より前に勤務した事業所に係る2回の被保険者期間（計14か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難いことから、裁定事務処理に不自然さが認められる。

また、オンライン記録により、申立人は、A社B工場を退職した8か月後に再就職していることが確認できるところ、申立人は「同社を退職した理由は、女子社員が少なく、結婚で同僚が辞めてしまうことも多く、会社全体に一定年齢に達すると退職するという雰囲気があったので辞めた。退職後、職業安定所に通い就職活動をし、失業保険をもらった。夫とは、退職後にお付き合いを始めたので、結婚のため退職したのではない。」と供述していることを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、A社は社会保険事務経験年数の長い職員に確認した結果として代理請求の可能性について否定的な回答をしている。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 9 月末に A（機関）を退職し、同年 12 月に B（機関）に C（職種）として採用された。40 年 4 月から 2 年間、D（職種）になるための勉強をするため E（地名）の女子大に通った。脱退手当金を支給されたとされる 41 年 9 月は、通勤と通学がかなり大変で、A（機関）を退職した後は、会社とも一切連絡を取っていなかったため、脱退手当金を請求するはずがない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 1 年 11 か月後の昭和 41 年 9 月 16 日に支給決定されたことになっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを知らなかった。脱退手当金を支給されたことになっていることはねんきん特別便で初めて知った。」と供述しているところ、申立人は、申立てに係る事業所を退職した 2 か月後に F 組合に加入し、支給決定時も組合員だったこと、及び G（職種）の免許等の取得に多忙であったという申立人の主張を踏まえると、当時、申立人は、脱退手当金を請求する意思を有していなかったと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

千葉国民年金 事案 3715 (事案 2960 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年2月まで

私は、会社を退職した平成2年6月頃、A市役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。基礎年金番号が2個付番され、年金手帳が2冊発行されたことによって、申立期間の加入記録が無くなったと思うので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出日が平成4年2月以降であること、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないこと、iii) 申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成22年11月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは、保険料の納付を示す新たな資料の提出は無く、当初の申立てと同趣旨の主張であるため、これは当委員会の当初の決定を変更する新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3716 (事案 3111 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの期間、同年 9 月から 42 年 2 月までの期間、46 年 4 月及び 51 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 38 年 9 月から 42 年 2 月まで
③ 昭和 46 年 4 月
④ 昭和 51 年 10 月

私の年金記録のうち、申立期間は国民年金に未加入の期間と記録されているが、母の勧めで昭和 37 年 6 月から国民年金に加入し、当時、A 地区では役場の職員が集金に来ており、毎月現金で納付することになっていたもので、万が一未納があれば、すぐに電話連絡がきて未納になることはなかった。追加資料を提出するので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の所持する国民年金手帳及びB町(現在は、C市)の被保険者台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格は、昭和 42 年 3 月 1 日、46 年 5 月 1 日及び 51 年 11 月 1 日にそれぞれ強制加入で取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致していること、ii) 申立期間は、いずれも国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付できないこと、iii) オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 12 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要

でないとする通知が行われている。

今回、申立人から提出された元B町職員の申立書及び知人の署名簿は、いずれも申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を推認できるものではないことから、申立期間の保険料を納付していたことを示す資料として採用できない上、申立人の主張は、当初の申立てと同趣旨の主張であり当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3717

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、申立期間当時大学生であったため、平成3年5月又は同年6月頃、A町役場の国民年金課で国民年金保険料の学生免除申請を行ったのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年5月又は同年6月頃にA町役場で国民年金保険料の免除申請を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は4年4月10日に社会保険事務所（当時）からA町に払い出された手帳記号番号の一つであり、前後の国民年金被保険者の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は5年2月頃に行われたと推認され、この時点で、制度上、申立期間に係る免除申請手続を遡及して行うことはできない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録に免除の申請記録が無い上、申立期間の免除申請を行ったことを示す関連資料（日記、免除申請届控等）は無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3718

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月から同年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月から同年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料については、当時、私は大学生であり自分で納付することができず、また、申立期間当時の保険料免除の承認基準は世帯全体の収入によって審査されていたため、免除の承認を得ることもできなかつた。しかし、平成 12 年 4 月から働き始めたので、申立期間後に市役所から送られてきていた納付書で、滞納していた保険料を全て納付したと記憶しているので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の平成 10 年 6 月の国民年金保険料を 12 年 7 月 27 日に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができなかつたものと推認される。

また、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年3月までの期間、同年10月から44年3月までの期間、同年4月から同年7月までの期間、同年8月から45年1月までの期間、同年7月から46年3月までの期間、47年4月から53年10月までの期間、54年5月から61年11月までの期間、63年7月から同年11月までの期間及び平成2年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和44年4月から同年7月まで
④ 昭和44年8月から45年1月まで
⑤ 昭和45年7月から46年3月まで
⑥ 昭和47年4月から53年10月まで
⑦ 昭和54年5月から61年11月まで
⑧ 昭和63年7月から同年11月まで
⑨ 平成2年5月

私の国民年金については、二人の元夫がそれぞれ加入手続を行い、その後の国民年金保険料は二人の元夫がそれぞれ納付してくれ、離婚後の保険料は自分で納付したはずであり、申立期間①から⑨までが未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについては、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする初めの元夫も未納であることがオンライン記録において確認できる上、申立期間③については、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立期間⑥については、申立人の初めの元夫は昭和47年10月か

ら同年 12 月までの 3 か月を除き未納である上、オンライン記録において、申立人は 48 年 1 月に不在決定がされていることが確認でき、特殊台帳では 47 年 5 月に A 区への転居が記載されて以降、住所変更の記録は無く、同年 4 月以降の保険料は未納と記録されている。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は合計 9 回、210 か月と多数回かつ長期間に及び、複数の行政機関が同一人に対し同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3720

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年2月までの期間及び同年3月から10年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年2月まで
② 平成9年3月から10年1月まで

私は、平成9年3月から10年1月までの期間はA国に住んでいたが、住所変更の届けをせず出国したため、帰国後に届けをした際、申立期間の国民年金保険料として約10万円を納付するようB市役所の窓口で説明を受けた。母にも保険料を納付するよう勧められ、申立期間の保険料をまとめて納付したのに申立期間①は未納、申立期間②は未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA国から帰国した後に一括納付したと主張しているが、申立期間②はA国に在住していた任意加入対象期間であり、申立期間②に係る国民年金被保険者資格を遡及して取得することはできないことから、国民年金に未加入の期間となるため、申立期間②の保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は申立期間に係る保険料納付額、納付方法、納付先等の記憶が不鮮明なため、具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であることから、保険料の収納事務の電算化が図られた後であり、年金記録事務における事務処理の機械化が促進されており、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 12 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金は強制加入になったと言われ、国民年金保険料の納付書が送付されてきた。自分で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はA郵便局又はB銀行C支店（当時）で納付したと思う。また、母が私の保険料と母の保険料を一緒に納付してくれたこともある。申立期間が未納となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 12 月 6 日に社会保険事務所（当時）からD市に払い出された手帳記号番号の一つであり、D市の保管する被保険者名簿には、「61. 2カミ シンキシユトク」の記載があることから、申立人の国民年金の加入手続きは 61 年 2 月上旬に行われたと推認でき、それまでは申立期間は国民年金に未加入の期間であったことから、国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難い上、58 年 12 月以前の保険料は時効により納付できず、同被保険者名簿には申立期間の保険料を納付した記載は無く、オンライン記録と一致する。

また、オンライン記録において、昭和 61 年 10 月 8 日に過年度納付書が作成されていることが確認できることから、この時点で、昭和 60 年度以前の保険料に未納があったことがうかがえる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年5月から47年3月まで

私は両親から、何の年金なのかは知らなかったが、年金に加入していると聞かされていた。今年に送られてきた年金請求書類に記載されている国民年金の加入日は昭和46年5月29日なのに申立期間が未納となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している年金手帳は、申立人が昭和54年7月にA県で国民年金の任意加入手続を行った際に交付された1冊のみであり、同手帳には、46年5月29日に遡った国民年金被保険者資格取得日が記入されている。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間当時、申立人の住んでいたB市において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人は両親から国民年金手帳を渡された記憶は無いと述べており、昭和54年7月にA県において申立人に手帳記号番号が払い出されるまで、申立人は国民年金に未加入である。

さらに、申立人は加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする両親は既に亡くなっており、具体的な納付状況等は不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年2月から16年1月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年2月から16年1月まで

私は平成15年2月19日に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を納付しており、年金手帳の国民年金の記録(1)欄に「附H15.2.19」との記載がある。申立期間の付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成15年2月19日に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を納付してきたと主張しているが、オンライン記録において、申立人は、国民年金に加入した12年11月から15年3月までの期間については毎年度学生納付特例の申請を行い、承認されていることが確認でき、制度上、学生納付特例期間は国民年金保険料の納付を猶予される期間となり、付加保険料を納付できる被保険者から除かれていることから、申立人が当該期間において付加保険料の納付の申出を行うことができたとは考え難い。

また、A市保管の住民税申告書及びB税務署保管の所得税確定申告書には、社会保険料控除として国民年金の支払保険料が、15年分において54万5,120円、16年分において16万2,280円と記載されているが、この額はオンライン記録における定額保険料等の納付額と一致しており、申立期間の付加保険料を含まない額となっている。

さらに、A市は、平成15年2月は学生納付特例が承認済みであること等から年金手帳の付加加入日は誤記入である旨の見解を示している上、A市住民基本台帳の国民年金情報の付加申出日は16年2月19日となっていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から45年3月までの期間及び47年8月から51年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から45年3月まで
② 昭和47年8月から51年6月まで

申立期間①の国民年金保険料については、私は大学生であったので、母が家族の保険料と一緒に間違いなく納付していた。申立期間②の保険料については、結婚して妻と一緒にA国に渡り、昭和47年8月から50年12月まではB（地名）で仕事をしており、帰国後、C市に住んでいるときにB（地名）滞在期間中の保険料と帰国後の保険料を妻が私の分と一緒に分割して納付したはずである。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により昭和54年7月13日に社会保険事務所（当時）からC市に払い出された手帳記号番号の一つであることが確認でき、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、同年11月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、加入時点において、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することができない。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間①の保険料はその母が家族の保険料と一緒に納付しており、申立期間②の保険料はその妻が夫婦一緒に納付していたと申述しているところ、申立期間①については、申立人の母及び兄は国民

年金に未加入の期間及び未納期間となっている上、申立期間②については、申立人の妻は国民年金に未加入の期間となっており、申立人の申述と相違していることから、申立期間①及び②の保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 9 月から同年 11 月までの期間、51 年 8 月から同年 10 月までの期間及び同年 12 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 9 月から同年 11 月まで
② 昭和 51 年 8 月から同年 10 月まで
③ 昭和 51 年 12 月から 52 年 1 月まで

私は、昭和 56 年 4 月 20 日に会社を退職する際に、会社の総務から年金制度に継続して加入することの重要性を説明され、国民年金への切替手続を勧められたので、退職後の同年 4 月頃に A 市役所で加入手続を行った。加入手続後に申立期間の国民年金保険料を銀行振込で一括納付したはずであるのに未納と記録されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 4 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行い、加入手続後に申立期間の国民年金保険料を銀行振込で一括納付したと主張しているところ、A 市の国民年金被保険者名簿に記載されている資格取得届の受付日及び申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は 58 年 7 月に行われ、この際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 50 年 9 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認され、加入手続を行った 58 年 7 月を基準にすると、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人には、上記手帳記号番号とは別の手帳記号番号が払い出されており、現在は基礎年金番号に統合済みであるところ、当該手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 45 年 1 月 9 日に社会保険事務所（当時）から B 市に払い出された手帳記号番号の一つであることが

確認でき、B市で払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳の資格記録は、取得年月日が「42年*月*日」、喪失年月日が「46年9月30日」となっており、当該喪失日後に資格の取得及び喪失した記録は無く、当該手帳記号番号において申立期間に係る資格を再取得した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が所持する年金手帳には、B市で払い出された手帳記号番号の記載は無い上、国民年金の記録（1）の欄にはA市の確認印のみが押されており、申立人はこのほかに年金手帳を所持していないと述べていることから、申立人が申立期間においてB市で払い出された手帳記号番号により保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3726

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月から54年3月まで

私は、A市役所B出張所において、昭和54年5月に結婚退職した妻の厚生年金保険から国民年金への切替手続と私の国民年金の加入手続を行った。そのとき私の年金加入状況を聞かれたが、それまで国民年金には加入しておらず、国民年金保険料を納付した記憶が無かったため、納付したいと伝えたところ、今なら特別措置を適用し、遡って一括納付が可能ということだったので、結婚の祝儀や新生活用に用意していた資金で保険料をまとめて特例納付した。申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和54年5月頃に行われたものと推認でき、国民年金保険料を納付したと主張する時期は第3回特例納付実施期間であるが、特例納付等の特殊な記録がある場合、当時の被保険者台帳をマイクロフィルム化して保存しているところ、申立人の被保険者台帳は存在せず、ほかに申立人が遡って保険料を一括納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した金額については、「手元にあった結婚の祝儀の現金から支出したが、数万円だったか数十万円だったかよく覚えていない。」と述べており、保険料の納付に同行したとするその妻も、「夫が納付手続を行ったことは覚えているが、金額は記憶に無い。」と述べており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号

払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は108か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 3727

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 12 月から 5 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月から 5 年 3 月まで

私は、父が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を父の口座から振替により両親の分と一緒に納付していたと思う。申立期間について両親が納付しているのに私だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続きを行ってくれたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により平成 3 年 12 月 3 日に社会保険事務所（当時）から A 市へ払い出された手帳記号番号の一つであり、A 市の国民年金被保険者名簿から、申立人の加入手続きは 4 年 3 月 3 日に行われたことが確認できる上、申立人は申立期間の保険料は父の口座から振替していたと思うと述べているが、申立人とその両親の被保険者名簿には、それぞれ「7. 3. 10 口座申込受付」と記載されており、加入時点においては保険料の口座振替は開始されておらず、申立人の主張と相違する。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号が A 市に払い出された平成 3 年 12 月以前の手帳記号番号の 800 番について縦覧調査した結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は 40 か月と長期にわたっており、これほどの期間において行政側が記録管理を誤るとは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申

立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 9 月 1 日から 41 年 5 月 10 日まで
私は、昭和 36 年 9 月から 41 年 5 月まで A 社に勤務していた期間について脱退手当金の支給記録があるが、受給した記憶は無く、それ以前に勤務した B 社については、支給対象になっておらず不自然である。退職時に退職金を含め一時金を会社からもらった記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 40 日後の昭和 41 年 6 月 20 日に支給決定されている上、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求期間は、別の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できる上、申立人は、「最初に勤務した事業所では厚生年金保険に加入していたという意識が無かった。」と供述していることを踏まえると、当該一部未請求期間があることだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。